



市民がつくる環境都市こまき

こまき環境広報

編集:こまき環境市民会議

小牧市は環境都市宣言のまち 平成17年11月施行

ペットのふんの放置

常習者を見つけたら通報を

ペットのふんの放置。相変わらず後を絶たないようです。

区長さんへの苦情が絶えません。

ふんの放置は、環境都市の市民として、誠に恥ずかしい行為であり、小牧市条例の罰則規定に触れる行為です。

常習者を見つけたら通報ください。

(通報いただいても、あなたのプライバシーは守られます。)



通報先 小牧市役所 廃棄物対策課 電話:76-1147
小牧警察署 生活安全課 電話:72-0110



この看板があっても放置する違反者

ふん回収グッズを持ち歩くだけの飼い主もいるように聞きますが、路上放置はもちろんのこと、ラミネート袋に入れて投棄したり、他人の土地に埋めたりすることも不法行為です。

木や花の肥やしになるからと、根元に放置してもいけません。

子どもにも恥じ入る行為は、厳に慎みましょう。

裏面に法律と条例の解説があります

知っておきたいゴミに関する法律と条例

〔法律〕 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。(第16条)

罰則:5年以下の懲役または、1,000万円以下の罰金(第25条)

改正 平成22年5月19日

〔解説〕

日本に在住する全ての人、全ての廃棄物に適用されます。家庭ゴミはもちろんのこと、ポイ捨てにも、犬のふんにも適用されます。たとえ自治体が定めるごみ集積場にごみを出す場合でも、指定日、指定袋、指定場所などを守らない場合は、不法投棄となります。

警察としては、廃棄物処理法違反に当たる場合は物的証拠もしくは複数の証言があれば本人を取り調べることとなります。

〔条例〕 小牧市快適で清潔なまちづくり条例 (抜粋) 施行 平成20年4月1日

第6条 空き缶等及びすいがら等の放置、投棄の禁止

空き缶等またはすいがら等をみだりに公共の場所等に放置、投棄してはいけません。



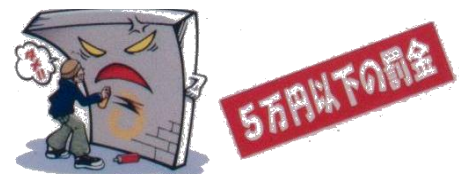
第7条 ふんの放置及び投棄の禁止

飼養し、保管する動物がしたふんを公共の場所等に放置、投棄してはいけません。



第8条 落書きの禁止

公共の場所等に落書きをしてはいけません。



第10条 路上喫煙の禁止等

路上喫煙禁止区域においては、定められた場所以外では喫煙してはいけません。公共の場所において歩行中、自転車に乗車中であるとき、すいがら入れのない場所ですいがら入れを携帯していないときは、喫煙しないこと。



公共の場所等とは

道路、公園、広場、河川、公民館や他人が所有、占有、管理する土地、建物、工作物等のことをいいます。